

子どもは未来に続く宝物です



## 児童憲章

- ① すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される
- ② すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術を持って育てられ、家庭に恵まれない児童にはこれに代わる環境が与えられる
- ③ すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害から守られる
- ④ すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように導かれる
- ⑤ すべての児童は、自然を愛し科学と芸術を尊ぶように導かれ、また、道徳的心情が培われる
- ⑥ すべての児童は、就学の道を確認され、また、十分に整った教育の施設を用意される
- ⑦ すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- ⑧ すべての児童は、その労働において心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童として生活が妨げられないように、十分に保護される
- ⑨ すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境から守られる
- ⑩ すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取り扱いから守られる。過ちを犯した児童は、適切に保護指導される
- ⑪ すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な児童にはこれに代わる環境が与えられる治療と教育と保護があたえられる
- ⑫ すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように導かれる

